

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 28 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

# I 平成30年度、令和元年度及び令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

## 1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	1	0
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	1	0

## 2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	106	106	0	0
指導事項	126	126	0	0
検討事項	6	6	0	0
計	238	238	0	0

## 3 令和2年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	100	100	0	0
指導事項	76	76	0	0
検討事項	2	2	0	0
計	178	178	0	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年7月14日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

## II 定期監査の結果に基づき講じた措置

### 1 平成30年度

#### (1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
水道企業課	<p>水道事業会計における固定資産の管理事務において、包括外部監査で固定資産台帳データの耐用年数及び勘定科目の誤りについて指摘があったため、固定資産の一部を対象として固定資産台帳の登録内容の正確性を検証したところ、固定資産台帳に設定された耐用年数が地方公営企業法施行規則別表第二号に定める有形固定資産の耐用年数と異なっているものが4件(帳簿原価計322,382,959円)認められた。</p> <p>減価償却費は決算額にも影響を与えるため、固定資産台帳を精査し、正確性を確保するとともに、今後は適正な減価償却費を計上されたい。</p>	<p>水道事業会計及び工業用水道事業会計で登録されている全ての固定資産(指摘の4件を含む)に対して、平成30年度から令和2年度にかけて勘定科目及び耐用年数等が適正に設定されているかどうかの確認を行い、見直しが必要な資産については、令和2年度決算に合わせて修正処理を行った。</p> <p>平成30年度 要修正資産の洗い出し 令和元年度 修正内容の整理 令和2年度 修正処理(耐用年数・名称・区分等)</p> <p>修正資産 691件(水道657件、工水34件)</p> <p>このような修正が必要となった主な原因としては「法令等の改正により法定耐用年数が変更された際に、既に登録されていた固定資産について、耐用年数の変更に対応できなかった」ことや「その時の担当者によって資産の分類に対する判断が異なっていたため、資産科目や耐用年数等の登録情報の統一性を欠くこととなった」ことが挙げられる。後者については、年度末の繁忙期に一括して登録業務が行われるため、チェック機能が十分に機能しなかったことも要因として挙げられる。</p> <p>今後の対策としては、固定資産登録の統一基準となる『固定資産登録、処分等基準』等を策定し、誰もが統一的に固定資産の登録が行えるよう基準・運用を整備した。また、法令が改正された際には、当該基準も遅滞なく変更することとした。2つ目の対策とし</p>

て、予算要求時・契約締結時・納品（又は工事完了）時の3回にわたって、取得する固定資産の登録内容を精査することとし、水道企業課及び東部広域水道事務所において、事務職員・技術職員がそれぞれの目線で何重にもチェックすることにより登録誤り等を防止することとした。